

# 人事労務通信



社会保険労務士事務所  
人事労務センター  
〒812-0011  
福岡市博多区博多駅前 4-33-11-702  
☎ 092-982-4188  
Fax 092-982-6170  
Eメール [akiko@b-souken.com](mailto:akiko@b-souken.com)

## 牡丹が咲いた



庭の牡丹が満開。数年前に庭の片隅植えた牡丹が、今年も淡いピンクで豪華に咲きました。当初は2株植え

ましたが、何の手入れもしていませんが、1株だけが咲き続けています。

牡丹の「丹」は、赤の意味で、もともと赤い花が基本とされていたことに由来するとされています。

我が家の牡丹はピンク。花言葉は、「風格ある振る舞い」、「高貴」、「壮麗」とあります。

そうありがたいの思いはありますが、とても、とても……。



### 助成金情報 キャリアアップ助成金

キャリアアップ助成金は、有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者などを正社員化や処遇改善を実施し、企業内でのキャリアアップを促進した事業主に対して助成する制度です。

キャリアアップ助成金には、正社員化支援と処遇改善支援のコースが設けられていますが、

今回は、正社員化コースを紹介します。

#### 【正社員化コース】

●有期雇用から正社員への登用  
有期雇用労働者を正社員化後6か月間の賃金が正社員化前6か月間の賃金と比較して3%以上増額していること。

支給額（1人当たり）

①有期→正規：57万円

②無期→正規：28.5万円

◇加算措置/加算額（1人当たり）

派遣労働者を派遣先で直接雇用した場合  
28.5万円

母子家庭の母等又は父子家庭の父等を正社員等として雇用した場合(条件を満たす場合)

①9.5万円

②4.75万円

●障害者の正社員等への登用

障害のある有期雇用労働者等を正規雇用労働者等に転換すること。

支給額（1人当たり）

①有期→正規：90万円

②有期→無期：45万円

③無期→正規：45万円

◇加算措置/加算額（1人当たり）

人材開発支援助成金の訓練終了後に正社員化した場合(条件を満たす場合)

①9.5万円

②4.75万円などの制度あり

※詳細は、お尋ね下さい。



## スズランが咲いた

スズランが珍しくて、昨年、鉢植えを購入して、庭先で育てました。

昨年の花が終わると、すっかり葉も枯れてしまい、心配しましたが、今年2年目の花を咲かせました。



### 人事労務センター

社会保険労務士 大隈昭子

TEL 092-982-4188

FAX 092-982-6170

Eメール: [akiko@b-souken.com](mailto:akiko@b-souken.com)

## 「サービス規律違反」の事案とは

### Q&A

Q：サービス規律違反の規定を定めるためには、どのような要件がありますか。

A：労働者のサービス規律違反に関しては、任意事項ですから、本人及び他の社員の業務遂行に支障が出る行為や業務上必要な会社の機密事項の漏洩はもちろん、飲酒運転や刑事事件など社会的に問題がある行動の要件について、会社の考えで決めることができます。

Q：具体的なサービス規律違反に対する規定は、どのような内容が必要でしょう

A：サービス規律違反に対し、一般的には訓告、戒告、けん責、減給、出勤停止、懲戒解雇等の制裁を課す場合が多いようです。

Q：それぞれの制裁内容はどんなことですか。

A：一般的には訓告は「始末書・反省文をとって、将来を戒める」もので、他の制裁とは違って、指導的な内容となっています。「戒告」以降は、多くは、降格や減給などの処分が伴います。

Q：制裁を科す場合の要件はありますか。

A：制裁を科す場合には、就業規則に制裁事由とそれに対する制裁の種類・程度を明確にしておくことが必要です。

Q：減給とはどんな制裁でしょうか？

A：減給は、いわゆる月額賃金をカットすることで、1回の減給額が平均賃金の1日分の半額を超えてはならず、また、1賃金支払期に複数の制裁事案がある場合も、当該賃金支払期の賃金総額の10分の1を超えてはなりません。(労働基準法91条)

Q：制裁を実施した場合の周知義務は、ありますか？

A：制裁を実施した場合は、法令の要旨、就業規則、各種労使協定等を掲示、備え付け、書面の交付等によって労働者に周知しなければなりません。(労働基準法106条)

## 健康保険と雇用保険の保険料が4月納付から変わります

健康保険の保険料率が令和5年3月に変更され、翌月納付の場合、4月の給与から控除される健康保険料が変わります。

「協会けんぽ」の場合、保険料率は、下表のとおり都道府県単位で決められています。

福岡	佐賀	長崎	大分	熊本	宮崎	鹿児島
10.36%	10.51%	10.21%	10.20%	10.32%	9.76%	10.26%

尚、介護保険第2号被保険者は、40歳から64歳までの方には、健康保険料率に介護保険料率(1.82%)が加わります。

(令和5年4月1日から令和6年3月31日)

雇用保険料率が次のように変更になります。

一般の事業	①労働者負担	②事業主負担	①+②
	支給額合計の6/1000	支給額合計の9.5/1000	支給額合計の15.5/1000

## あとかき

ネモフィラを初めて知ったのは、社会保険労務士の大先輩である八谷武子先生が上梓された『平成業成』の表紙に、群生するネモフィラの花が見事に咲いていて特別印象に残ったからです。



鉢植えのネモフィラに花芽が付き始めたところで地植えしたところ、綺麗に咲きました。

ネモフィラの花言葉は、「どこでも成功」「可憐」などが紹介されています。

庭中に広がってくれることを願っています。